議案番号	件名
提案課名	内容
議案第93号	三田市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
地域支援課	平成27年4月からフラワータウン市民センター内に調理室を設置するに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】

平成27年4月から、フラワータウン市民センター内に調理室を設置するに当たり、その使用料を定めるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】

現在、武庫が丘のコミセン内にある調理室がフラワータウンにおける調理室として位置づけされている。武庫が丘コミセンを地元移管するに当たり、現在のコミセンを建て替えることとなり、フラワータウンにおける調理室が無くなるため、他市民センター同様フラワータウン市民センターにも調理室を設けることとなった。

【改正内容】●使用料の新設(別表関係)

区分	面積(平方メ	定員 (人)	30分当たり
	ートル		の使用料の額
			(円)
調理室	68.0	2 4	2 4 0

【予 算】

18,300千円(平成26年9月補正) 工期(平成26年11月下旬~平成27年3月中旬)

【施行期日】

平成27年4月1日